

四條畷市教育委員会名の賞状交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四條畷市教育委員会名の表彰に係る賞状（以下「賞状」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 賞状の交付を受けようとするものは、四條畷市教育委員会名の賞状交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、賞状の交付を行う事業の実施日の1月前までに教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 事業実施概要
- (2) 事業の収支を明らかにした予算書
- (3) 事業実施に係る役員名簿
- (4) 当該団体として初めて申請する場合にあっては、団体の会則、役員名簿及び活動実績
- (5) 交付予定の賞状案
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(許可要件)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該事業の内容が次の各号に掲げる要件をすべて満たすと認めたものに限り、賞状の交付を許可するものとする。

- (1) 教育委員会の推進する事務又は事業に関連するもので、公共の福祉に寄与するものであること。
- (2) 市民が自由に参加できるものであること。
- (3) 営利を目的として実施されるものでないこと。
- (4) 参加者から入場料、出品料、参加費等の負担を求める場合には、社会通念上適当な額であること。
- (5) 政治的又は宗教的活動に関係しないものであること。
- (6) 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について必要な措置が講じられていること。
- (7) 原則として、本市、本市友好都市、大阪府内又は大阪府隣接府県で事業実績を有するものであること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める要件

(交付の方法等)

第4条 賞状の交付は、申請者において用意し、作成した賞状に教育委員会の公印を押印することによって行う。

2 教育委員会は、賞状の交付に際し、賞品等金品の授与は行わない。

(許可及び不許可の通知)

第5条 教育委員会は、賞状の交付の許可を決定したときは、申請者に対し、必要な条件を付して、四條畷市教育委員会名賞状交付許可通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 教育委員会は、賞状の交付を適当でないと認めたときは、申請者に対し、不許可の理由を明記して、四條畷市教育委員会名賞状交付不許可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(許可後の内容変更)

第6条 賞状の交付の許可を受けたものは、当該許可の決定を受けた後に、第2条各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、四條畷市教育委員会名賞状交付内容変更申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、当該内容変更について教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 四條畷市教育委員会名賞状交付許可通知書

(2) 変更に係る書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

2 前条の規定は、内容変更に係る許可及び不許可の決定並びにその通知について準用する。この場合において、同条第1項中「四條畷市教育委員会名賞状交付許可通知書」とあるのは「四條畷市教育委員会名賞状交付内容変更許可通知書」と、同条第2項中「四條畷市教育委員会名賞状交付不許可通知書」とあるのは「四條畷市教育委員会名賞状交付内容変更不許可通知書」と読み替えるものとする。

(許可の取消し)

第7条 教育委員会は、賞状の交付の許可を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、以後の申請に対して許可をしないことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を得たとき。
- (2) 第3条各号に掲げる許可要件に反したとき。
- (3) 第5条第1項の許可条件に反したとき。

(事業完了報告)

第8条 賞状の交付の許可を受けたものは、事業完了後1月以内に、四條畷市教育委員会名 賞状交付事業完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業の収支を明らかにした決算書
- (2) 事業の実施に際して配布し、又は掲示した要領、ポスター、パンフレット等の書類
- (3) 賞状の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、賞状の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。